

令和8年度山形県地域公共交通利便性向上等支援事業 募集要項

山形県地域交通政策課
令和8年4月1日

1 対象となる事業

利用者の現状や長期化している燃料費の高止まり等の影響を受け、厳しい経営状況に置かれているバス事業者、タクシー事業者及び地域鉄道事業者が、利便性向上や経営改善につながる事業を実施する場合、その経費の一部を補助します。

2 対象となる事業者

- 山形県内に本社又は営業所があり、一般旅客自動車運送事業を行っているバス事業者及びタクシー事業者
- 山形県内に本社がある地域鉄道事業者

3 補助の内容

- 補助金は、以下の表のとおり、事業の種類によって3つに分かれています。
- 補助金の交付決定を受けてから、令和9年2月28日までに実施する事業が対象となります。（ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)の導入については、令和9年2月26日までに支払い及び車両登録を完了してください。）
- 国土交通省や経済産業省など、国から別に補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を控除してください。

	(1) 地域公共交通利便性向上等支援事業費補助金	(2) 地域公共交通利便性向上等支援事業費補助金（複数社連携事業）	(3) 地域公共交通利便性向上等支援事業費補助金（UDタクシー導入事業）
補助対象事業者	バス事業者 タクシー事業者 地域鉄道事業者	バス事業者、タクシー事業者、地域鉄道事業者が2者以上で形成するグループ	タクシー事業者
補助対象事業	<u>① 利便性向上</u> キャッシュレス決済対応機器の導入、タクシー配車アプリの導入、バスロケーションシステムの導入、日本版ライドシェアの導入、その他知事が利便性向上に資する取組みとして認める事業 <u>② 経営改善</u> 遠隔点呼システムの導入、クラウド配車システム	<u>① 利便性向上</u> 共同で実施することにより利便性向上につながる事業 （タクシー配車アプリの導入など） <u>② 経営改善</u> 共同で実施することにより業務改善につながる事業	<u>利便性向上</u> ユニバーサルデザインタクシーの導入

	ムの導入、勤怠管理システムの導入、業務日報・乗務日報自動作成システム（ソフト）の導入、その他知事が経営改善に資する取組みとして認める事業	（共同配車システムの構築など）	
補助対象経費	機器及びソフトウェアの導入費並びに導入関連経費（機器及びサービス利用料を除く）、日本版ライドシェアの導入関連経費、広報費、その他知事が事業を実施するために必要と認める経費	機器及びソフトウェアの導入費並びに導入関連経費（機器及びサービス利用料を除く）、広報費、その他知事が事業を実施するために必要と認める経費	車両購入費
補助率 （1社当たり上限額）	1 / 2 （①、②ごとに200万円）	2 / 3 （400万円）	認定レベル1・2—60万円 認定レベル準1 —40万円 （上限5台）

4 受付期間

交付申請書の受付期限：令和9年1月29日（金）（必着）

実績報告書の受付期限：令和9年3月5日（金）（必着）

5 補助金の支払いまでの手続き

- 事業を実施する前に、それぞれの事業の補助金交付要綱の規定により、下記6の申込窓口宛てに、補助金交付申請書及び添付書類一式を提出してください。（提出方法は、郵送、電子メール、FAX、窓口を持参のいずれでも構いません。）
- 申請は先着順で受け付けし、予算額に達し次第、受付期間中であっても受付を終了する予定です。
- 交付決定の通知が届いた後に、事業に着手してください。
- 事業完了後、速やかに、補助事業実績報告書及び添付書類一式を提出してください。
- 補助金の額の確定後、御指定の口座に振り込みとなります。
- 交付に伴う手続きや事業内容の詳細については、補助金交付要綱を御確認ください。

6 お申込み・お問合せ窓口

山形県 みらい企画創造部 地域交通政策課 地域交通・物流対策担当

〒990-8570 山形市松波2丁目8-1

電話 023-630-3417

FAX 023-630-3082